

栃木県地域林政アドバイザー制度運用要綱

(趣旨)

第1条 地域林政アドバイザー制度の活用にあたっては、地域林政アドバイザー活用推進要綱（平成29年7月31日付け29林整計第141号林野庁森林整備部計画課長、研究指導課長連名通知。以下「活用推進要綱」という。）によるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において地域林政アドバイザーとは、活用推進要綱第2(1)に該当し、栃木県内において活用推進要綱第2(2)に規定する「地域林政支援活動」に従事する個人又は当該個人を雇用する法人とする。

(候補者名簿の作成及び技術者情報の提供)

第3条 知事は、地域林政アドバイザーの候補となる活用推進要綱第2(1)②に規定する個人及び当該個人を雇用する法人（以下「林業技術者等」という。）の情報を収集し、栃木県地域林政アドバイザー候補者名簿（別記様式1。以下「候補者名簿」という。）を作成し、以下の自治体等に対し情報を提供するものとする。

(1) 栃木県内の市町村

(2) (1)のほか、市町村の森林・林業行政を支援するため、情報を提供することについて知事が適当と認める団体

2 候補者名簿への掲載を希望する林業技術者等は、掲載に必要な事項を記載した栃木県地域林政アドバイザー候補者申込書（別記様式2。以下「申込書」という。）を知事に提出するものとする。

3 知事は、前項の申込書の提出があった者のうち、適当と認めた者を地域林政アドバイザーの候補者（以下「地域林政アドバイザー候補者」という。）として候補者名簿に掲載するものとする。

4 知事は、前項の規定により候補者名簿に地域林政アドバイザー候補者を掲載したときは、栃木県地域林政アドバイザー候補者名簿掲載通知書（別記様式3）により当該者に通知するものとする。

(候補者名簿の更新等)

第4条 知事は、候補者名簿の掲載事項の変更の有無及び変更内容について、毎年2月に確認するものとする。

2 候補者名簿に掲載された地域林政アドバイザー候補者は、掲載内容に変更が生じたときは、栃木県地域林政アドバイザー候補者変更届出書（別記様式4）により知事に申し出るものとする。

3 候補者名簿に掲載された地域林政アドバイザー候補者は、掲載の辞退を希望するときは、栃木県地域林政アドバイザー候補者辞退届出書（別記様式5）により知事に申し出るものとする。

4 知事は、前三項の規定により掲載事項の変更等があったときは、速やかにこれを更新するものとする。

5 第3条第1項及び第4項の規定は、前項の規定に準用する。

(活用状況等の報告)

第5条 第3条第1項の情報の提供により地域林政アドバイザー候補者を活用した自治体等は、地域林政アドバイザーの委嘱又は業務委託等を決定したときは、速やかに栃木県地域林政アドバイザー制度活用報告書（別記様式6）により知事に報告するものとする。

2 第3条第1項の情報の提供により地域林政アドバイザー候補者を活用した自治体等は、地域林政アドバイザーの委嘱又は業務委託等の実績について、委嘱又は業務委託等を決定した日の属する年度の翌年度の4月10日までに栃木県地域林政アドバイザー制度活用実績報告書（別記様式7）により知事に報告するものとする。

3 知事は、第1項の規定により地域林政アドバイザー活用の報告があったときは、候補者名簿に掲載するものとする。

4 第3条第1項及び第4項の規定は、前項の規定に準用する。

(経費の負担等)

第6条 経費の負担等については、地域林政アドバイザーの委嘱又は委託契約等を希望する第3条第1項の自治体等と地域林政アドバイザー候補者との協議によるものとする。

(庶務)

第7条 地域林政アドバイザーに関する庶務は、栃木県環境森林部環境森林政策課で処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほかこの要綱の実施に必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年1月29日から施行する。